

明治天皇の国史に対するご認識について

—神武天皇から南北朝期までの人物評価を中心に—

勝 岡 寛 次

課題設定と先行研究の概要

明治天皇は、国史に対してどのようなご認識を持たれてゐたのであらうか。

歴史上の人物、特に維新期の志士や同時代⁽¹⁾(明治期)の功臣については、既に様々な論評がなされてゐる。近世の人物の若干についても、明治天皇の評価に関しては断片的な論評⁽²⁾はある。しかし、明治天皇の人物評価に関して、国史全体にわたるやうなまとまつた先行研究のあることを聞かない。また、明治天皇の国史に対するご認識といふテーマでは、南北朝正^{せい}閏^{とん}問題^{問題}のことが直ぐに想起されるが、この問題に関しても先行研究は多いものの、明治天皇の歴史観との関連で言及したものは見当らないやうである。

本稿は、以上のやうな先行研究の現状を踏へ、特に神武天皇から南北朝期までの国史上の人物に対して、明治天皇

がどのようなご認識を持たれてゐたかといふことの一端を明らかにすることを目的としてゐる。使用史料は、『明治天皇紀』がその主なものであるが、必要に応じて御製(『新輯明治天皇御集』に拠つた)やエピソードの引用も織り交ぜてゐる。

人物は時代を追つて取り上げるが、同時代にあつては天皇・皇族を優先し、臣下についてはその後述べることにした。また、「国史に対するご認識」といふ観点からは、皇祖天照大御神に対するご認識は、国体の根本に関はることで欠かせないと思つたが、皇祖に対する明治天皇の思召に関しては、筆者は既に神宮にまつはる祭祀との関係で、近著の中で詳しく触れた経緯もあり、本稿では割愛したことをお断りしておく。

神武天皇（人皇初代）

明治維新は「諸事神武創業ノ始二原ツキ」（王政復古の大号令）といふことを一つの理念として掲げてゐるが、それは維新史の思想的帰結として、人皇初代神武天皇の御代に立ち帰るといふ理想に基くものであつた。「神武創業」の理念は、思想的には大國隆正から玉松操へ、また玉松から岩倉具視へといふ経路で「王政復古の大号令」に採用されたと言はれてゐるが、維新の志士には多かれ少なかれ、神武天皇こそがあるべき理想の天皇の姿として理解されてゐた。

この思ひは孝明天皇にも共有されてをり、天皇は既に幕末において、初代神武天皇以下の荒廃した山陵祭祀の復興を強く願はれてゐた。その結果、幕府によつて「文久の修陵」が行はれ、文久三年（一八六三）十一月、神武天皇陵（畝傍山東北陵）の修陵が完工し、神武天皇祭の成立を見てゐる（当初は三月十一日、明治七年以降は四月三日）。実に神武天皇祭の成立こそは、「近代の皇祖皇室祭祀の出発点」であつた。

孝明天皇の崩御後、明治天皇が初めて神武天皇祭（大祭）に出御（親祭）されたのは、明治三年三月十一日のことである。祭儀は次のやうな次第であつた（○は引用者註）。

「巳の刻〔午前十時〕御出門、神祇官に幸す、大納言岩倉具視・参議広沢真臣・同佐々木高行・宮内卿万里小路博房供奉す、神祇官に於ては卯の刻〔午前六時〕より朝の祭典を行ひ、次いで昼の祭典を行ふ、即ち御親祭なり、巳の半刻各官省勅任官以上著座し、神祇伯中山忠能祝詞を奏す、次に天皇出御、幣物紅白絹十匹を供へしめたまひ、御拝あり、次に歴代皇霊を御拝あり、畢りて還幸あらせらる、時に午の刻〔正午〕なり、次いで奏任官以上参拝し、酉の刻〔午後六時〕夕の祭典を行ふ、十日酉の刻より還幸に至るまで宮中に神齋あり、又大納言中御門経之を勅使として畝傍山北陵に参向せしむ」

筆者の調査によれば、天皇は明治年間に右のやうな神武天皇祭（例祭）に十五回出御されてゐる（明治二十八年以降は代拝）。また、二月十一日の紀元節祭（明治六年から開始された大祭）においても、出御回数は十五回（明治二十八年以降代拝）に及んでゐる。

明治天皇の、神武天皇に寄せるみ思ひは、例へば次のやうなエピソードにも鮮やかに顯れてゐる。明治九年のことだが、天皇の侍講をしてゐた元田永孚が、「陛下今 烈祖ニ対シテ孰レノ 帝ヲ以テ希慕シ玉ヘル乎」と尋ねたところ、天皇は「神武天皇及景行天皇ナル乎」と答へられ、元

田を感激させたといふのである。⁽⁸⁾

神武天皇陵に明治天皇が親謁されたのは、明治十年の紀元節のことで、この時の祭儀は、次のやうな次第であつた。⁽⁹⁾

「正服著御、神武天皇畝傍山東北陵に臨幸し、御拝あり、御告文を奏したまふ、儀仗兵の整列、御拝の次第等、総て後月輪東山陵〔孝明天皇陵〕に於けるが如し」

この時、随従の〔有栖川宮〕熾仁親王は次の歌を詠んでゐる。⁽¹⁰⁾

みそきして君かまつれる畝傍山神もうれしとうけ給ふらむ⁽¹¹⁾

『明治天皇紀』の翌日の記事には次のやうにあることか
らして、神武天皇陵を初めて訪れた天皇が、如何に立ち去
り難い思ひを催されたかといふことが解る。⁽¹²⁾

「是の日朝旦、白雪霏々として〔頻りに降つて〕崇高
の気天地に満つ、天皇、皇祖建国の靈域を去るに忍び
たまはず、今一日輦〔天皇の乗る輿〕を是の地に駐め
んことを欲したまふ、宮内卿奏するに、日程を遽かに
變更せんこと人民の煩勞たるのみならず、鹿児島風の
雲穩かならざるの時、一日も早く還幸あらせらるべき
を以てす、天皇直に之れを嘉納し、發輦の旨仰出され
たりと」

明治天皇の神武天皇への敬仰が窺はれるもう一つのエピソードは、金鵄勲章の創設だらう。「金鵄」とは、言ふ迄もなく神武東征の砌、天皇の弓の弭に光り輝き、長髓彦の軍を眩ませたといふ金色の鵄の神話に基くものである。この金鵄勲章の創設は、元々明治二十一年一月に計画されてゐたものだが、「内勅により其の制定を神武天皇即位二千五百五十年の紀元節〔明治二十三年二月十一日〕まで延期した」ものであつた。その折の詔には、次のやうにある。⁽¹³⁾

「朕惟ミルニ 神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及
へり今や夙カニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ
達セリ朕此期ニ際シ 天皇戡定〔武力で敵を討ち、乱
を鎮める〕ノ故事ニ徴シ金鵄勲章ヲ創設シ将来武功拔
群ノ者ニ授与シ永ク 天皇ノ威烈ヲ光ニシ以テ其忠勇
ヲ奨励セントス汝衆庶此旨ヲ体セヨ」

また、明治二十二年七月二十三日、天皇は奈良県民が橿
原宮址に神社を創建する計画があるのを聞し召され、神
殿として京都御所内の内侍所並びに神嘉殿の建物をご下賜
になつた。同年八月五日には五千円を維持費として下賜、
翌明治二十三年三月二十日には神宮保存金補助として一万
円を、同六月二十三日には創立費として五千円を下賜され
てゐる。かうして三月二十日には神殿が創建され、社号を
「橿原神宮」とし、官幣大社に列せられることとなつた。⁽¹⁴⁾

明治天皇は、橿原神宮に親謁されることはなかったが、日露戦争が勃発した明治三十七年には、以下の二首の御製（詞書は「祝」と「懷古」、以下同様）を詠まれてゐる。

橿原の宮のおきてにもとづきてわが日本の国をたもたむ

うごきなき国を定めしかしはらのみやのみいつぞたかくたふとき

以下は、日露戦争に勝利した明治三十八年の御製（「思往時」）である。

さまざまのことあるたびに思ふかな国をひらきし御代のみいつを

かうした御製を拝すると、様々な苦難を乗り越えた末に、建国といふ偉業を達成された神武天皇の御代と、有史以来のロシアとの一大戦争に従事しつつ、国家の存亡を一身に担はれてゐた明治天皇の御代は、その困難さ、その担はれた意味の大きさといふ点において、よく似てゐたといふことを改めて痛感する。明治天皇にとつては、神武建国の御代に思ひを馳せることこそが、戦争遂行の精神的な支へになつてゐたのではないか、と思はれるのである。

以下の御製（「柱」）は、明治四十二年のご晩年のものである。

橿原のとはつみおやの宮柱たてそめしより国はうごか

ず

可美真手命・日本武尊・武内宿禰

では明治天皇にとつて、神武天皇に比肩すべき、臣下の理想像は誰であつただらうか。神武の御代においては可美真手命^{まのめぐみこと}、景行以下の御代においては日本武尊^{やまとたけるのみこと}と武内宿禰^{うまし}であつたと思はれる。

可美真手命は物部氏の祖で、神武天皇の東征に際して長髓彦を倒して天皇に帰服し、以後物部氏を率ゐて皇城守護に任じた。天皇と元田永孚の既述のエピソードには続きがあつて、「又其臣二求メ玉フ所ハ孰レノ人ヲ得ント欲シ玉フ乎^か」と元田が尋ねたところ、天皇は「可美真手命乎」と答へられたので、元田は「可美真手命（ハ）……今ノ大久保内務卿ト西郷近衛都督トヲ合セタルカ如シ 陛下宜シク大久保西郷ラーニシテ之ヲ用ヰハ則今ノ可美真手命ナリ」と奉答し、天皇は「之ヲ嘉納シ玉フ」（さうだなあ）と仰つたとの記事が見える⁽¹⁴⁾。

日本武尊（小碓尊^{おすのみこと}）は、景行天皇の皇子である。天皇の命により、熊襲征伐に活躍したことは周知の通り。『明治天皇紀』にも陵墓治定の記事が見えるが、それ以上に興味深いのは、明治十一年以前に天皇が詠んだとされる次の御製（「日本武尊」）である。

まつろはぬ熊襲たけるのたけきをもうち平げしいさをををしも

この御製は、明治天皇の雄武な性格を余すところなく示すもので、明治以前の少年期に詠まれた歌とすれば、天皇（孝明）の皇子としての自分もかくの如くありたいといふ、臣下としての一つの理想像を、日本武尊の内に見出されたものと拝察する。

また、武内宿禰は、大和朝廷初期の景行・政務・仲哀・応神・仁徳（第十二～十六代）の五代の天皇に仕へたとされる伝説的人物であるが、『明治天皇紀』には明治七年二月十三日の記事として、従三位毛利元徳に賜つた次のやうな御製（武内宿禰）が見える。⁽¹⁶⁾

よ、かけて国を助るおほ臣のか、みとなりしおきななりけり

また、明治十年二月十一日、神武天皇陵を親謁された前掲の記事の続きには、次のやうに見えてゐる。⁽¹⁷⁾

「又武内宿禰が曆朝に奉仕して万機を輔翼せしを追感あらせられ、大和高市郡鳥屋村の墓前に〔多田〕好問を遣はして幣帛料を賜ひ、之れを弔せしめたまふ」

元田の「還暦之記」には、「古ノ聖帝明王必ス英烈ノ輔賢良ノ佐ニ因リ之ト心ヲ同フシ終始一誠始テ能ク大業ヲ創造シ兆民ヲ保安ス 神武天皇ノ可美真道臣天種子ニ於ケル

ル 景行天皇ノ日本武尊武内〔宿禰〕ニ於ケル：カ如キ是ナリ」（傍線引用者）とあるから、青年期の明治天皇が、天皇としては神武天皇と景行天皇、臣下としては可美真手命の名を挙げ、また日本武尊や武内宿禰を歌に詠んでゐるのは、元田の影響が多分にあると考へられる。

天智天皇（第三十八代）・天武天皇（第四十代）

天智天皇は、云ふまでもなく大化改新の主人公中大兄皇子だが、北畠親房の『神皇正統記』には「此天皇中興ノ祖ニマシマス」とあり、また会沢正志斎の『新論』には「太祖神武天皇」に対して「中宗天智天皇」などの語も見える。これらの史書によれば、神武天皇に次いで評価の高い天皇は、天智天皇といふことになる。

明治天皇は、天智天皇陵には二度親謁されてゐる。一度目は維新直後の明治元年八月二十九日、孝明天皇後月輪東山陵に親謁されたその足で、天智天皇山科陵に御拝があつた。二度目は明治十一年十月二十日、北陸・東海巡幸の途次に御拝があつた。その他、明治三年十二月三日には、天智天皇千二百年式年祭を神祇官及び陵前で斎行せしめられてゐる。⁽¹⁹⁾

それでは、壬申の乱の勝利者である天武天皇（第四十代）と、その後であつた持統天皇（第四十一代）についてはど

うか。『明治天皇紀』には、天武・持統陵への親閲の記録は見えず、僅かに明治二年六月十二日の記事として、次のやうな記載があるだけである。⁽²⁰⁾

「伊勢国桑名郡内に鎮座せる天武天皇社は同天皇御駐輦の旧跡なり、今や境内荒廢に委するを以て、名古屋藩主徳川徳成に命じて之れを管守せしむ」

総じて言へることだが、大化改新前後の天皇に対する明治天皇のご関心は、神武天皇に比較すると、高いとは言へないやうである。⁽²¹⁾これは、明治維新が「大化改新」でなく、「神武創業」へと回帰したこととも関係があらうかと思はれる。

藤原鎌足・和氣清麻呂・菅原道真

大化改新の関係者で唯一、明治天皇の直接的な評価が窺へるのは、臣下の藤原鎌足である。鎌足は死後、多武峯に祀られたが、神殿のご創建（大宝元年）後間もなく持統天皇の行幸があり、醍醐天皇から「談峰大権現」、後花園天皇からは「談山大明神」の神号を賜る等、歴代天皇のご尊崇は極めて篤く、勅使差遣は三十数度に及んでゐる。元々寺院であり、多武峰妙楽寺と云つたが、明治二年、神仏分離令により「談山神社」と改称、明治七年十二月二十二日、別格官幣社に列せられてゐる。⁽²²⁾

浅からず思ひはかりしまごころのいろこそ見ゆれ藤波の花

これはお若い折（明治十一年以前）の御製（藤原鎌足）だが、「浅からず思ひ図りし真心」といふご表現に、鎌足への高い評価が窺へよう。

また、既に孝明天皇の御代から高い評価を受けてゐたのが、奈良朝の和氣清麻呂である。鎌足と清麻呂は、皇位を窺ふ蘇我氏と道鏡の野望を阻んだといふ点が共通してゐる。上代における代表的な忠臣、といふべきであらう。清麻呂はその死後、神護寺（京都市高雄）境内の廟（護王善神堂）に祀られてゐたが、嘉永四年（一八五二）三月十五日、孝明天皇は清麻呂に「護王大明神」の神号を宣下、正一位を追贈された。⁽²³⁾

明治七年十二月二十二日、護王神社は談山神社とともに別格官幣社に列せられ、明治十八年五月十二日には、清麻呂の姉で宇佐八幡宮神託事件の際、備後に流された和氣広虫、清麻呂の協力者であつた藤原百川^{（もとかわ）}らも護王神社に合祀されてゐる。⁽²⁴⁾

次に、やや時代が下るが、平安中期の菅原道真も、古来より忠臣としての評価が高い。

道真を祀る大宰府の安楽寺天満宮（天満宮）は、明治四年、国幣小社「大宰府神社」と社号を変更したが、その起

源は官幣中社北野神社より古いといふので、明治十五年七月八日、官幣小社に列せられ、次いで明治二十八年一月四日、官幣中社に列せられてゐる。⁽²⁵⁾

明治三十五年三月六日、官幣中社北野神社並びに大宰府神社の菅原道真千年祭に際し、幣帛料各金二十円を下賜、また以下の御製〔秋夜長〕を下賜されてゐる。⁽²⁶⁾

あきのよのな⁽²⁷⁾かくなるこそうれしけれよむまき／＼の
数をつくして

崇徳天皇（第七十五代）・安德天皇（第八十一代）

明治維新は、幕府によつて各地に奉遷（配流）されたまま、無念の中に崩御された皇霊を慰め、追祭するための千載一遇の機会となつた。その嚆矢^{こうし}となつたのが、保元元年（一一五六）七月、保元の乱に敗れて讃岐に奉遷された崇徳上皇（崇徳天皇）である。

孝明天皇は、文久三年から慶応元年にかけて歴代天皇八十七陵（火葬所を含むと百九箇所）の修陵を終へてゐるが、⁽²⁷⁾文久三年は丁度崇徳天皇七百年忌に当つてゐたため、崇徳天皇の神霊を京都に迎へようとした。『明治天皇紀』慶応二年十一月十六日の記事には、このことが次のやうに記されてゐる。⁽²⁸⁾

「崇徳天皇無限の恨を懷^{うらみ}きて讃岐国に崩じたまひしよ

り政權武門に帰し、皇室式微^{すで}已に久し、去る文久三年同天皇七百年聖忌に丁^{あた}り、神霊を京都に奉遷して之れを慰めたてまつるべしとの議あり、尋^ついで慶応元年陵所の修復をも見たるが、是に至りて社殿の造宮に著手せられしなり」

しかし同年十二月二十五日、孝明天皇は崩御されたので、明治天皇がそのご遺志を継がれ、明治元年八月二十六日、この社殿を「白峯宮」と命名した。同年九月六日、還遷の儀があり、讃岐から神霊をお迎へするとともに、勅使を白峯宮に参向させ、天皇は清涼殿に出御、御拝あらせられた。明治六年六月九日、白峯宮は官幣中社に列せられてゐる。⁽²⁹⁾

また、安德天皇^{あんどう}は寿永四年（一一八五）、源平合戦に敗れた平家の犠牲となり、僅か八歳にして壇ノ浦の海底に崩じられた。天皇の御陵は阿弥陀寺（下関市）の御影堂にあつたが、明治八年十月七日、安德天皇社（御影堂）は白峯宮に準じて「赤間宮」と改称され、官幣中社に列せられた。

明治九年九月二十一日、明治天皇は赤間宮宮司の請ひによつて、同宮に御製を二首（「神徳日新」「壇浦懷古」）、奉納されてゐる。⁽³¹⁾

ひらけゆく道ののりともなりぬべく神のをしへのいや
さかえつつ

豊浦潟干船ももふねいりみだれ波にしづみし昔をぞ思

ふ

その後、明治二十二年七月二十五日になつて、官幣中社赤間宮内の御影堂旧地は正式に安徳天皇阿弥陀寺陵として治定されてゐる。⁽³²⁾

弘文天皇（第三十九代）・淳仁天皇（第四十七代）
仲恭天皇（第八十五代）

このお三方は、明治の御代になつて初めて皇統に加へられたため、多少時代が前後するが、ここでまとめて述べておく。

弘文天皇は、天智天皇の皇子であつた大友皇子のことである。天皇の崩御後、大海人皇子（天武）の起した壬申の乱（六七二）に敗れて亡くなられた。即位したといふはつきりした証拠は残つてゐないが、『大日本史』や頼山陽の『日本政記』は大友皇子即位説を採つてゐた。

淳仁天皇は、恵美押勝の乱（天平宝字八・七六四）の際、孝謙上皇によつて淡路に奉遷され、その地で崩御されたが、天皇の名で呼ばれることはなく、「淡路廢帝」と呼ばれてゐた。

仲恭天皇は、承久の変（一二二二）で佐渡に奉遷された順徳上皇の第一皇子。僅か四歳で踐祚されたが、七十八日間で廃位となり、「九条廢帝」と呼ばれた。

以上のお三方の内、淡路廢帝については明治元年八月、神霊を京都に奉還し、天皇としての諡号（贈り名）を奉るべきだとの建白があり、明治三年五月、神祇官も三帝の諡号につき建議する等のがあつて、七月二十三日、大友帝に「弘文天皇」、淡路廢帝に「淳仁天皇」、九条廢帝に「仲恭天皇」と追諡することになった。⁽³³⁾ 淳仁天皇は明治六年十二月二十四日、前述した官幣中社白峯宮に合祀されてゐる。⁽³⁴⁾

後鳥羽天皇（第八十二代）・土御門天皇（第八十三代）・順徳天皇（第八十四代）

承久三年（一二二二）、後鳥羽上皇が発動された承久の変は、幕府政治の打倒・天皇政治の復権を目指された点において、正に維新の先蹤であつた。この年、幕府によつて後鳥羽上皇は隠岐へ、順徳上皇は佐渡へ奉遷となり、土御門上皇も土佐国（後に阿波国）に移られた。

明治元年九月、崇徳天皇のご神霊を讃岐から京都に奉還の上、白峯宮を創建された前例に倣ひ、この三上皇についても、奉遷先の御陵から帝都の地に奉還すべきであるとの建白があつたことがきっかけとなり、明治六年十月七日、それぞれの配所で崩御された後鳥羽天皇・土御門天皇・順徳天皇の神霊還幸式が行はれ、三天皇の神霊は官幣中社水

無瀬宮に合祀されることとなつた。⁽³⁵⁾

また、明治十一年九月の北陸・東海巡幸中のことであるが、「^{みち}途出雲崎を過^{よぎ}り、海を隔てて遙に佐渡を望ませられ、慨然往時を追懷し」、侍従を差遣して順德天皇の遺跡を調査された。明治十九年六月には、順德天皇の建碑の補助のため、金二百円を下賜されてゐる。⁽³⁶⁾

後醍醐天皇（第九十六代）

後鳥羽上皇の志を継がれたのは、鎌倉幕府によつて隠岐に奉遷されたが、幕府滅亡後、隠岐より還幸され、建武中興（建武の新政）を実現された後醍醐天皇であつた。後醍醐天皇は新政の瓦解後、吉野に南朝を開かれ、吉野の地で崩御された。

後醍醐天皇の崩御後、皇子の後村上天皇が尊像を吉水院に安置し、仏教式の供養を行つてゐたが、明治六年十二月、神仏分離令により吉水院を「後醍醐天皇社」と改称し、明治八年二月、更に「吉水神社」と改称した。

しかし、明治二十二年六月二十八日、明治天皇のご意向により、改めて官幣中社・吉野宮を創建することになつた。明治二十五年九月二十七日、吉水神社から後醍醐天皇尊像をお遷しし、鎮座式が斎行された。明治天皇は勅使を参向せしめ、霊代を奉納し、奉告祭が行はれた。明治三十四年

八月八日には、官幣大社に列してゐる。⁽³⁷⁾

さくらさく春なほ寒しみよし野の吉野の宮の昔おもへば

みよし野の吉野のおくに宮居してしのびましけむみよをこそおもへ

この二首は、前者（思古宮）が明治三十七年、後者（をりにふれたる）が明治三十八年の御製である。多くの若者を死地に追ひやつた日露戦争の苦境のさ中にあつて、「春なほ寒し…吉野の宮の昔」を懷古し、何事も「忍びましけむ御代」に我が身を擬へられたものと拝察する。

護良親王・宗良親王・懷良親王

征夷大將軍であつた護良親王（^{もりよし}大塔宮、後醍醐天皇の皇子）は、正成とともに南朝最大の忠臣であつたが、建武二年（一三三五）、鎌倉で幕府（足利直義）のために悲運の最期を遂げられた。後醍醐天皇に対する国家的祭祀の開始は、前記の如く明治中期のことであるのに対し、護良親王に対する祭祀は、楠木正成（後述）と並んで、最も早い部類に属する。即ち、戊辰戦争最中の明治元年七月二十三日には「征夷大將軍護良親王の祭日に^{あた}丁るを以て、河東操練場に於て其の霊を祭る、神祇官祭事を掌る」との記事が見える。⁽³⁸⁾

明治二年二月十三日、天皇は護良親王と宗良親王の神社

を、「両親王は俱に後醍醐天皇の皇子にして、元弘以後天業の恢復に力を尽し、勲業甚だ大なり」として、鎌倉と井伊谷に創建すべきことをお命じになつてゐる。前者については同年六月、社殿落成せるによつて「鎌倉宮」の社号を下賜し、七月二十一日、鎮座式が行はれた。⁽³⁹⁾

明治六年四月十六日、天皇は鎌倉宮を親しく御拝されてゐるが、天皇の深い思召が窺へるのは『明治天皇紀』の次の記事である。⁽⁴⁰⁾

「東京に還幸の後、太政大臣三条実美に勅して曰く、〔護良〕親王、皇室式微、武臣專横の日に在りて千辛万苦、遂に能く鴻業を恢復し、而して讒者のために恨を吞みて薨ず、朕之れを憶ふ毎に未だ嘗て流涕歔歔〔すすり泣く〕せずんばあらざるなり、今親しく其の遺跡を弔ひ、感慨殊に深し、朕幸に泰平の氣運に膺り大権を復す、是れ祖宗の遺徳と股肱力を致すに由ると雖も、亦親王の靈、冥々の中より翼賛するものなしと謂ふべからず、卿宜しく之れが表彰を図るべし」と

当時、天皇は未だ御年二十二歳の青年であられたが、護良親王に対するご尊崇の一樣でないのを知るに足る。尚、同年六月九日、鎌倉宮は官幣中社に列せられてゐる。⁽⁴¹⁾

次に、宗良親王は同じく後醍醐天皇の皇子だが、『新葉和歌集』を編纂した歌人としても有名で、南朝の精神を後

代に残す上に大きな貢献をされた。明治五年一月二十日、鎌倉宮に準じて「井伊谷宮」の社号を下賜され、鎮座式を行ひ、明治六年六月九日、鎌倉宮とともに官幣中社に列せられた。明治十一年十月二十八日、北陸・東海巡幸の途次、奉幣使を参向せしめられてゐる。⁽⁴²⁾

懷良親王も後醍醐天皇の皇子の一人。「征西大將軍」として、九州における南朝勢力の中心者として活躍した。明治十三年八月三日、懷良親王及び後村上天皇皇子の良成親王（懷良親王の次の征西將軍）を祀る神社を創建したいといふ八代町民の請願をご嘉納になり、懷良親王を主祭神、良成親王を配祀とする官幣中社「八代宮」の創建を命じられた。社殿完成後の明治十七年四月二十日、鎮座祭が行はれてゐる。⁽⁴³⁾

楠木正成・楠木正行

さて、明治維新に最も大きな影響を与へた人物といへば、衆目の一致するところは楠木正成である。元禄五年（二六九二）、水戸光圀が楠公終焉の地・湊川に「嗚呼忠臣楠子之墓」の碑を刻んでより、正成を慕ふ信条は、全ての維新の志士に共通してゐたと言つてよい。

であればこそ、明治元年四月二十一日、天皇は勅して湊川の地に楠社造営のため金千両を下賜されたが、「是れを

以て維新以後人臣祀祭の嚆矢と為す」と『明治天皇紀』は記してゐる。⁽⁴⁴⁾ 明治五年五月二十四日、鎮座式を行ひ、「湊川神社」の社号を下賜し、別格官幣社に列せられた。別格官幣社は国家に功績のあつた個人を祀る神社の社格として設けられたもので、湊川神社はその指定第一号となつた。天皇は明治五年七月八日、西国巡幸の途次、勅使を差遣されたのはじめ、明治十三年七月二十日には正成に正一位を追贈された。明治十八年八月十日、山陽道巡幸の際にも湊川神社五百五十年祭に当り、勅使を差遣されてゐる。⁽⁴⁵⁾ 正成に対する天皇の思召は、明治三十五年に詠まれた次の御製（湊川懷古）に明らかである。

あた波をふせぎし人はみなと川神となりてぞ世を守る
らむ

楠木正行（小楠公）は、正成（大楠公）の嫡男であり、正成との「桜井の別れ」はあまりにも有名である。正平三年（二三三八）、四条畷の戦ひで戦死した。明治二十二年十二月十六日、国帑金一万三千円を下付して正行を祀る神社を創建せしめ、別格官幣社「四条畷神社」の社号を下賜された。明治三十年四月六日には、死後五百五十年の大祭があり、従二位を追贈されてゐる。⁽⁴⁶⁾

明治三十一年の御製（「桜井里」）は、次のやうに桜井の別れを歌つてゐる。

子わかれの松のしづくに袖ぬれて昔をしのぶさくらゐ
の里

新田義貞

だが、幼少期の天皇にとつてのヒーローは、正成ではなく、鎌倉幕府を打倒した新田義貞だつたやうである。その証拠に、次のやうな侍従の回想が残つてゐる。⁽⁴⁷⁾

「或時陛下には余に向はせられ、『お前は賊となれ、朕は新田義貞となつて朝敵を征伐する』と仰せられたので、御錠を畏こみ、余は賊軍となつたが、烈しく陛下に追ひまくられ、御苑中を逃げ廻つた時の苦しかつた事は今でも猶忘れぬ」

幼き日の天皇のヒーローが、正成でなく義貞だつたことは、明治十一年以前の初期の御製として、次のやうなお歌（「新田義貞」）は残つてゐるが、正成を詠んだお歌は残つてゐないことから明らかである。⁽⁴⁸⁾

なげ入れしつるぎの光あらはれて千尋の海も陸となり
ぬる

『太平記』では義貞の軍勢が稲村ヶ崎に差し掛かつたところ、海が満潮で通れなかつたので、義貞が太刀を海に投じたところ、龍神が呼応して一斉に潮が引いたので、通り抜けることが出来たと記されてゐる。右の御製は、そのこ

とに因んだ歌である。

しかし、義貞が神社に祀られるのは、正成よりは後である。即ち明治九年十一月七日、「左近衛中将新田義貞の忠列を追賞あらせられ：藤島神社の号を賜ひて別格官幣社に列し」、十二月十五日、鎮座祭を斎行せしめられ、正三位を追贈せられてゐる。明治十一年十月七日、北陸巡幸の途次には藤島神社に奉幣使を、また義貞の墳墓に侍従を發遣されてゐる。⁽⁴⁹⁾

官位については明治十五年八月七日、最高位の正一位が追贈されてゐるが、このことにつき『明治天皇紀』は次のやうに述べてゐる。⁽⁵⁰⁾

「是れより先、明治十三年七月楠木正成の勤王の遺勲を追思し、正一位を贈^{ぞうかん}銜したまふを以て、是の日、楠木・新田二氏其の勲績に於て軒^{けんち}輕する〔優秀〕なきを思召され、此の典あり」

要するに、天皇の評価としては正成と義貞は同等と見做されてゐた、といふことだらう。明治三十一年七月二十二日、社殿移築の際には、金五百円を下賜されてゐる。⁽⁵¹⁾

菊池武時（菊池一族）、名和長年

肥後の菊池一族は、楠木一族同様、尽忠に徹したことで有名である。特に鎌倉幕府滅亡以前に、博多の鎮西探題を

攻撃して討たれた菊池武時^{たけとき}については、建武中興後に正成が「忠厚^{もつと}尤も第一たるか」（『太平記』）と進言したこともあり、その評価は歴然たるものがあつた。

明治十一年一月十日、天皇は武時を祀る菊池神社を、別格官幣社に列されてゐる。またこの時、後醍醐天皇の隠岐よりの還幸に功のあつた名和長年^{なわながし}についても、長年を祀る氏殿神社に「名和神社」の号を下賜され、別格官幣社とされてゐる。明治十六年八月六日、菊池武時と名和長年には、ともに従三位が追贈されてゐる。⁽⁵²⁾

また、明治三十五年十一月十二日には武時に従一位を、武重（武時の嫡男）・武光（武時の子で懷良親王に仕へた）に従三位が追贈された。明治四十四年十一月十五日、菊池武政（武光の子）・武朝（武政の子）にも従三位が追贈されてゐる。⁽⁵³⁾

北畠親房、村上義光、万里小路藤房

北畠親房^{あひなせ}は、言ふまでもなく『神皇正統記』の著者である。後村上天皇に仕へ、南朝の理論的柱石となつた。明治四十一年九月九日、親房には正一位が追贈された。⁽⁵⁴⁾

また、同年十一月十三日に奈良地方に陸軍特別大演習のあつた際、北畠親房と村上義光^{よみてら}の墳墓に侍従武官を遣し、祭祀料を下賜されてゐる。村上義光は護良親王の忠臣。元

弘三年（一三三三）、皇子の身代りとなつて憤死した人で、この時に従三位を追贈されてゐる。⁽⁵⁵⁾

また、万里小路藤房は後醍醐天皇の側近の公家。

昔より名をのこしつる笠置山わがのほりても道をたづ

ねむ

これは明治十一年以前に詠まれた、若き日の天皇の御製（中納言藤房）である。藤房は元弘の変（一二三二）の失敗後、後醍醐天皇に従つて笠置山に遁れた。建武の新政で中納言となるが、天皇に諫言^{かんげん}して容れられず、出家・隠棲した。諫言が容れられなかつたことから、平重盛・楠木正成とともに、江戸時代には「日本三忠臣」として高く評価されてゐた。この御製は、天皇である自分は笠置山を登つても道を尋ねたい、即ち臣下の諫言をよく聴いて立派な君主になりたいといふお心で詠まれたものか、と拝察する。

藤房への官位追贈の記事は『明治天皇紀』には見えないが、明治十三年七月十三日、山梨・三重・京都巡幸の際、草津の藤房の墳墓に侍従を差遣したとの記事が見える。⁽⁵⁶⁾

南北朝正閏問題と明治天皇

以上、南朝の忠臣に対する明治天皇の神社創建や官位追贈の記事を中心に見てきたが、南朝に対する思召が最もストリートな形で示されたのは、明治末年の南北朝正閏問題

を通じてであつた。しかし、そのことに触れる前に、南北朝の天皇方に対して、明治天皇の処遇の相違が確認できるかどうかといふことを、『明治天皇紀』によつて確認しておきたい。

まづ南朝であるが、初代の後醍醐天皇については既述の通りだが、第二代の後村上天皇（第九十七代）については、『明治天皇紀』には記載がない。第三代の長慶天皇（第九十八代）は大正十五年に皇統に加へられたので、ここでは対象外である。第四代の後亀山天皇（第九十九代）についてのみ、明治四年七月十五日、「後亀山天皇四百五十年式年祭を神祇官に於て修せしめ、侍従富小路敬直を勅使として参向せしめたまふ、又嵯峨の山陵に京都府知事長谷信篤^{あつ}を遣はして幣物を供進せしめらる」との記述が見える。⁽⁵⁷⁾

一方、北朝初代の光厳天皇については、文久二年三月七日、「光厳天皇五百忌聖忌に丁るを以て、〔孝明〕天皇、先蹤に依り山陵所在の丹波国常照寺に金品を下賜せられ、〔睦仁〕親王亦白銀二枚を賜ひて回向の資に充てしめらる」との記事が見える。⁽⁵⁸⁾以後、第二代の光明天皇、第三代の崇光天皇、第五代の後円融天皇ともに『明治天皇紀』には記載がなく、第四代の後光厳天皇についてのみ、明治六年二月二十六日、「後光厳天皇五百年式年祭を行はせられる、御不例により侍従山岡鉄太郎をして代拝せしめたまふ、又

京都府知事以下をして陵祭を執行せしめらる」との記事が見える。⁽⁵⁹⁾

このやうな記事に照し見ると、後醍醐天皇は別格であるが、南朝の天皇方と北朝の天皇方との扱ひに、特段の懸隔があつたとは思はれない。文部省では明治三十六年以降、国定歴史教科書を編纂することになつたが、文部省にしてみれば、「天朝に在て未だ南北の天皇に對し御差別なきに、臣下に於て私に天位に關して正閏を定むるは僭越の甚しきものにして恐懼に堪えず」(小松原英太郎文相)といふ消極的理由から、教科書起草委員たる三上參次・田中義成・喜田貞吉等の見解によつて、南北朝両立論の立場を採つたといふのが真相のやうである。⁽⁶¹⁾

しかし、明治以降の官撰私撰の歴史書の多くは、南朝を正統とした『大日本史』に倣ひ、南朝正統説を採つてゐた。大多數の国民の信念もまたそこにあつたから、国定教科書は南朝を正統とする国民の信念と齟齬するといふ批判が、明治四十四年になつて澎湃として湧き起つた。これが南北朝正閏問題で、折から大逆事件の起つた直後のことでもあり、政治問題にまで発展して、教科書執筆者の喜田貞吉は休職処分となつた。

同年二月二十八日、桂太郎首相は南朝正統説を採るべき旨を上奏、枢密院の諮詢を経て、三月三日、上奏の通り南

朝を正統とする旨の聖裁が下されたが、天皇はこの時、心配の余り別に奏上した枢密院議長山縣有朋に對し、次のやうに仰られたさうである。⁽⁶³⁾

「南朝正統の議定れること久し。明治維新の大業は、実に建武中興の遺猷を継ぎて成る。この事朕さきにこれを吉野神宮に告ぐ。今に及びては何ぞ遽かにこれを変更せんや。人は或は欺くべし。祖宗の神靈は豈罔すべけんや。卿其れ意を安んじて可なり。」

しかし、同時に天皇は、「光厳・光明・崇光・後光厳・後円融の各天皇に對しては尊崇の思召により尊号・御陵・御祭典等総て従來の儘たるべき旨を命じたまふ」たのであつた。⁽⁶⁴⁾南朝を正統と認め、かつ北朝の天皇も祭祀は従前通りとするこのご聖断は、本稿で検討した明治天皇の国史に對するご認識から言つても、当然の御判断だつたやうに思はれる。

まとめ

明治天皇は北朝の後胤だが、南朝を精神的バックボーンとする明治政府は、「神武創業」に回歸すると同時に、維新の当初から南朝の忠臣の名譽回復と顕彰に努めた。

さういふ環境の中で育つた若き明治天皇にとつて、神武天皇が最大の理想像となつたのは、或る意味では当然の結

果たつたかも知れない。しかし、神武天皇に対する明治天皇の敬仰は、型通りの形式的なものではなく、衷心からのものであつた。様々なエピソードや御製が、そのことを物語つてゐるやうに思ふ。神武天皇に次いでは、後醍醐天皇へのご尊崇が篤かつた。このお二人には共通点があり、日

露戦争といふ未曾有の戦乱のさ中で天皇の精神的支へとなつたのは、戦乱の中からこの国を建国に導いた神武天皇と、後醍醐天皇の苦難のご事績であつた。

皇族の中では、護良親王に対して特に深い思召が窺へる。臣下では、「維新以後人臣祀祭の嚆矢」となつた正成、

表① 維新以降、顕彰のことが議に上つた人物（早い順）と、創建された神社・最終官位

順位	年月(明治)	人物名	創建神社	社格(班列年)	最終官位(叙位年)
1	元年4月	楠木正成	湊川神社	別格官幣社(明治5)	正一位(明治13)
2	7月	護良親王	鎌倉宮	官幣中社(明治6)	対象外
3	7月	菊池武時	菊池神社	別格官幣社(明治11)	従一位(明治35)
4	2年2月	宗良親王	井伊谷宮	官幣中社(明治6)	対象外
5	3年12月	新田義貞	藤島神社	別格官幣社(明治9)	正一位(明治15)
6	4年5月	後醍醐天皇	吉野宮	官幣大社(明治34)	対象外
7	6年8月	懷良親王	八代宮	官幣中社(明治17)	対象外
8	11年1月	名和長年	名和神社	別格官幣社(明治11)	従三位(明治16)
9	11年9月	北畠親房 顕家	阿倍野神社	別格官幣社(明治15)	正一位(明治41) 従一位(不明)
10	15年3月	結城宗広	結城神社	別格官幣社(明治15)	正三位(明治38)
11	15年6月	藤原師賢	小御門神社	別格官幣社(明治15)	なし
12	18年4月	北畠親房・顕家 顕信・盛親	靈山神社	別格官幣社(明治18)	9に同じ (不明)
13	22年12月	楠木正行	四条畷神社	別格官幣社(明治22)	従二位(明治30)
14	23年9月	尊良親王 恒良親王	金崎宮	官幣中社(明治23) (25合祀)	対象外

そして義貞であらう。義貞は天皇にとつて少年時のヒーローであり、正成に優るとも劣らない思ひ入れがあつた。

最後に、天皇・皇族・臣下の別なく、維新以降、顕彰のことが議に上つた人物名と、創建された神社の社格、追贈された最終官位(天皇・皇族は対象外)を、早い順に一覧表で掲げておく(表①参照、神武天皇は既に幕末から議に上つてゐるので、含まれてゐない)。これは明治天皇の人物評価の順位を示すものではないが、「明治初年における維新関係の政府要人の関心の範囲と順位」を示すものとして、或る程度の参考にならうかと思はれる。⁽⁶⁶⁾

(1)

その代表的なものは、渡辺幾治郎『明治天皇と輔弼の人々』(千倉書房、昭和十三年)、沼田哲編『明治天皇と政治家群像』(吉川弘文館、平成十四年)であらう。前者は、維新期の志士や天皇の側近、明治の元勳等を殆ど網羅した感がある。後者は、明治天皇と元田永孚、木戸孝允、徳大寺実則、加藤弘之・西村茂樹、谷干城、伊藤博文、三条実美との関係を論じた七篇の論文で構成されている。尚、渡辺は後に刊行した『明治天皇の聖徳・重臣』(千倉書房、昭和十六年)、『明治天皇』上下(文化資料調査会、昭和三十三年)でも、ほぼ同一の主張を繰り返してゐる。

(2)

『明治天皇と輔弼の人々』三六六―三七五頁。『明治天皇の聖徳・重臣』三八七―三九六頁、『明治天皇』下巻、三九九―四〇六頁。ここでは大石良雄、藤田東湖、蒲生君平・高山彦九郎、平野次郎國臣等を取り上げてゐる。拙著『明治の御代——御製とお言葉から見えてくるもの』(明成社、平成二十四年)、二七二―二八一頁参照。もしくは、拙論『明治天皇と明治の祭祀』(『神園』第六号、平成二十三年十一月、五三―六〇頁)参照。

(3)

松浦光修『日本の心に目覚める五つの話』明成社、平成二十二年、一二一―一二六頁。堀井純二『橿原神宮の創建』、『神道史研究』三十七、平成元年九月、三九―四〇頁。

(5)

武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』大明堂、平成八年、九一頁。

(6)

『明治天皇紀』第二、二七七頁。

(7)

前掲『明治の御代』二九一頁の「明治天皇の祭祀(大祭・旬祭)出御状況一覧表」を参照。

(8)

『還暦之記』、『元田永孚文書』第一巻所収、昭和四十四年、一五四頁。

(9)

『明治天皇紀』第四、五六頁。

(10)

同右、五七頁。

(11)

同右、五九頁。

(12)

『明治天皇紀』第七、四七八頁。

(13)

同右、三一〇、三三九、五〇二、五七八頁。

(14)

前掲『還暦之記』、一五四頁。但し、『明治天皇紀』には可美真手命に言及した箇所はなく、それ以上のことは不明である。

(15)

『明治天皇紀』第四、七九一頁。同第五、五六頁。明治十二年十月、景行天皇皇子日本武尊能褒野墓(伊勢国)を治定したこと、明治十六年五月十七日には、大阪府古市郡輕墓村に日本武尊白鳥陵を治定したことを記してゐる。

(16)

『明治天皇紀』第三、二一〇頁。尚、この御製は『新輯明治天皇御集』(明治神宮、昭和三十一年)には見えない。

(17)

『明治天皇紀』第四、五八頁。

(18)

前掲『元田永孚文書』第一巻、一四七頁。

(19)

『明治天皇紀』第一、八一五―八一六頁。同第四、五四二頁。同第二、三六六頁。

(20)

『明治天皇紀』第二、一三七頁。その他、天武・持統関係の記事としては、明治十四年二月十一日に、天武・持統・文武三天皇陵の陵墓変更のことが見え、「是の日之れを裁可したまふ」とあるが(『明治天皇紀』第五、二

六九頁)、それ以外には特段の記事は見当たらないやうである。

- (21) 大化改新の思想的源流は聖德太子だが、『明治天皇紀』には神仏分離・廃仏毀釈の思想の影響からか、太子関係の記述は一切見られない。太子の時代の推古天皇(第三十三代)にしても、陵域拡張の記録しか見えない(『明治天皇紀』第六、五一頁)。

- (22) 『明治天皇紀』第三、三三五頁。

- (23) 『孝明天皇紀』第二、平安神宮、昭和四十二年、四頁。

- (24) 『明治天皇紀』第三、三三三頁。第六、四〇六頁。

- (25) 『明治天皇紀』第五、七三四頁。第八、六二八頁。昭和二十二年、社号を「大宰府天満宮」に復し、今日に至つてゐる。

- (26) 『明治天皇紀』第十、二〇八頁。但し、この御製は道真を詠んだものとは解されず、不審が残る。『新輯明治天皇御集』では、明治十一年以前の歌として、詞書(「秋夜長」・歌の表記ともに酷似した御製(「秋の夜のながくなるこそたのしけれ見る巻巻の数をつくして」)が掲載されてをり(上巻、二九頁、何らかの事情で誤つて『明治天皇紀』に紛れ込んだものか。疑問を提示しておく。前掲『維新期天皇祭祀の研究』一二三～一二六頁。

- (27) 『明治天皇紀』第一、四五頁。

- (28) 『明治天皇紀』第一、八〇三、八二五頁、第三、八一頁。白峯宮は、昭和十五年に神宮号の宣下を受け、「白峯神宮」と改称、官幣大社に列せられた(岡田米夫「神宮神社創建史」、『明治維新神道百年史』第二巻所収、神道文化会、昭和四十一年、六一～六三頁)。

- (30) 『明治天皇紀』第三、五〇七頁。赤間宮も昭和十五年、神宮号宣下により「赤間神宮」となり、官幣大社に昇格した。「神宮神社創建史」六九～七〇頁。

- (31) 『新輯明治天皇御集』上、五七頁。前者の御製については、詞書の脇に「明治九年九月二十一日長門国赤間関赤間宮歌会につき従三位毛利元徳へ賜ふ」との註が見える。『明治天皇紀』第三、六九八～六九九頁所載の御製は、表記が異なつてゐる。恐らくこちらが実際に下賜された際の、御製の表記だと思はれるので、参考のために掲げておく(詞書は同じ)。

ひらけ行みちののりとも成ぬへく神のをしへのいやさ
かえつ、
とよらかた千ふね百舟いりみたれ浪にしつみしむかし
をぞ思ふ

をぞ思ふ

- (32) 『明治天皇紀』第七、二八〇頁。

- (33) 『明治天皇紀』第二、三一八～三一九頁。

- (34) 『明治天皇紀』第三、一七七頁。

- (35) 『明治天皇紀』第三、一三三、一七七頁。前掲「神宮神社創建史」六二～六四頁。水無瀬宮は昭和十四年に官幣大社となり、神宮号の宣下を受けて「水無瀬神宮」と改称された。

- (36) 『明治天皇紀』第六、五九六～五九七頁。

- (37) 『明治天皇紀』第七、二九二頁。第八、一二六頁。第十、九九頁。その後、大正七年に「吉野神宮」と改称され、今日に至つてゐる。

- (38) 『明治天皇紀』第一、七七二頁。

- (39) 『明治天皇紀』第二、四九、一五六頁。

(40) 『明治天皇紀』第三、五四頁。

(41) 同右、八一頁。

(42) 『明治天皇紀』第二、六三四頁。第三、八一頁。第四、五五三頁。

(43) 『明治天皇紀』第五、一六〇頁。

(44) 『明治天皇紀』第一、六八〇頁。

(45) 『明治天皇紀』第二、六九二、七二九頁。第六、四六六頁。

(46) 『明治天皇紀』第七、四三四頁。第九、一三二頁。

(47) 某老侍從謹話「御小壮時の追懷」、「太陽」臨時増刊・明治聖天子、第十八卷第十三号、大正元年九月、二七頁。

(48) 渡辺幾治郎『明治天皇』上(昭和三十三年、九六頁)は、「侍従高島鞆之助(陸軍中將子爵、鹿児島出身)が御相手をして、足利尊氏に擬せられた。天皇はわしは楠正成である、賊将尊氏を撃つのだと叫びながら、木剣でもつて幾度も打たれた」とあり、天皇が擬したのは義貞ではなく正成といふことになつてゐるが、『太陽』臨時増刊号所収の高島の回想にはさういふ記事はない。これは渡辺の意図的改竄でなければ、義貞を正成と取り違へた、単なる記憶違いであらう。

(49) 『明治天皇紀』第三、七二四、七三五頁。第四、五二五、五二六頁。

(50) 『明治天皇紀』第五、七五六頁。

(51) 『明治天皇紀』第九、四七八頁。

(52) 『明治天皇紀』第四、三三三頁。第六、九五頁。この時、脇屋義助(義貞の弟)に従三位が、児島高德・結城宗広に正四位が、児島範長に従四位が、桜山茲俊に正五位が追贈されてゐる。何れも「南朝忠節の臣として、其の遺

勲あるを追思したまふなり」とある。

(53) 『明治天皇紀』第十、三二五頁。第十二、六九八頁。

(54) 『明治天皇紀』第十二、一〇六頁。

(55) 同右、一四三頁。

(56) 『明治天皇紀』第五、一三九頁。

(57) 『明治天皇紀』第二、五〇三頁。

(58) 『明治天皇紀』第一、二八〇頁。

(59) 『明治天皇紀』第三、二八頁。

(60) 小松原英太郎「自叙経歴一斑」(小松原英太郎君伝記編纂委員会編『小松原英太郎君事略』所収、大正十三年、八六頁)。

(61) 大久保利謙『日本近代史学の成立 大久保利謙歴史著作集7』吉川弘文館、昭和六十三年、一五五、一六五頁。

(62) 『明治天皇紀』では、「後醍醐天皇より後小松天皇に至る間の皇統は、御醍醐天皇・後村上天皇・後龜山天皇・後小松天皇なることを認定したまへる旨を内閣総理大臣並びに宮内大臣に達せしめたまふ」とある(第十二、五六五頁)。

(63) 坂田吉雄『天皇親政』思文閣出版、一九八四年、二六七頁。

(64) 『明治天皇紀』第十二、五六五頁。

(65) 第百代後小松天皇以降の皇統は、総て北朝の後胤である。前掲、岡田「神宮・神社創建史」一四―一五頁を基に、社格の班列年、最終官位と叙位年は、筆者が付け加へた。

(66) (明星大学戦後教育史研究センター)